

四日市市病院告示第2号

市立四日市病院電子入札実施要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院電子入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立四日市病院が実施する一般競争入札及び指名競争入札を電子入札システム（市立四日市病院の使用に係る電子計算機と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）の実施にあたり、法令及び他の要綱、要領等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 電子入札の施行については、別に定めるもののほか、四日市市電子入札実施要綱（令和3年四日市市告示第565号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。